

**令和 4 年度補正予算に係る
工事の現場代理人兼務要件緩和について**

令和 4 年 12 月
山口県土木建築部

令和 4 年度補正予算の早期執行を図るため、「1 対象工事」を含む場合において、現場代理人の兼務要件を緩和します。

1 対象工事

令和 4 年 12 月 16 日から令和 5 年 6 月末日までに入札公告又は指名通知を行う工事

2 緩和内容

3,500 万円未満[※]の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が 5 件まで兼務できることとする。

		対象工事を含む	現行
現場代理人		以下の要件をすべて満たす場合	以下の要件をすべて満たす場合
	3,500 万円未満 [※] 工事の兼務要件	a 5 件以内 b 各 3,500 万円未満 [※] c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐	a 3 件以内 b 各 3,500 万円未満 [※] c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐

※令和 5 年 1 月 1 日以降は「3,500 万円未満」を「4,000 万円未満」とする。